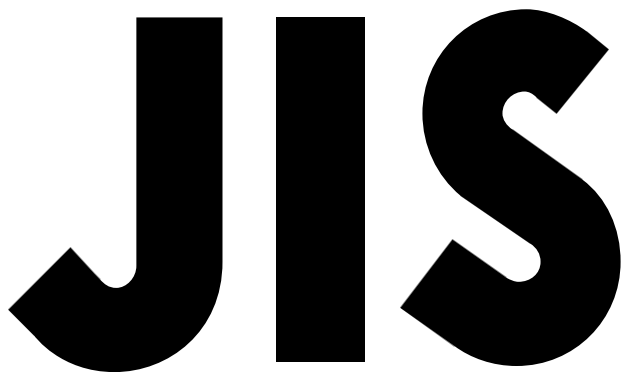




システム及びソフトウェア技術—  
製品ライフサイクル及び  
サービスマネジメントの  
利用者用情報のためのコンテンツ管理

JIS X 0154 : 2025  
(ISO/IEC IEEE 26531 : 2023)

(JSA)

令和 7 年 11 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

|       | 氏名      | 所属                               |
|-------|---------|----------------------------------|
| (委員長) | 渡 邊 創   | 国立研究開発法人産業技術総合研究所                |
| (委員)  | 相 蘭 敏 子 | 株式会社日立製作所                        |
|       | 安 形 輝   | 亜細亜大学                            |
|       | 島 健 夫   | 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会            |
|       | 寺 田 真 敏 | 東京電機大学                           |
|       | 中 上 直 子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
|       | 仲 谷 文 雄 | 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会          |
|       | 永 沼 美 保 | 日本電気株式会社                         |
|       | 服 部 恵 二 | 総務省国際戦略局                         |
|       | 松 田 充 弘 | 独立行政法人情報処理推進機構                   |
|       |         |                                  |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 30.3.20 改正：令和 7.11.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.11.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

|                               | ページ |
|-------------------------------|-----|
| 序文                            | 1   |
| 1 適用範囲                        | 2   |
| 2 引用規格                        | 3   |
| 3 用語及び定義並びに略語                 | 3   |
| 3.1 用語及び定義                    | 3   |
| 3.2 略語                        | 7   |
| 4 適合性                         | 7   |
| 5 構成要素コンテンツ管理システムの開発及び実装      | 8   |
| 6 コンテンツ管理プロジェクトの開始            | 9   |
| 6.1 ビジネス事例の開発                 | 9   |
| 6.2 CCMS に対する要求事項の定義          | 11  |
| 7 CCMS 実装のためのプロジェクト計画         | 14  |
| 7.1 実装計画                      | 14  |
| 7.2 情報モデル                     | 14  |
| 7.3 情報モデルの仕様                  | 15  |
| 7.4 執筆指針                      | 16  |
| 7.5 自動支援レビュー                  | 17  |
| 7.6 再利用戦略                     | 18  |
| 7.7 メタデータスキーマ                 | 19  |
| 7.8 ワークフロー                    | 21  |
| 7.9 アクティビティのスケジュール, 納品物, 及び責任 | 23  |
| 7.10 教育訓練計画                   | 23  |
| 7.11 スタイルシートの作成               | 23  |
| 7.12 パイロットプロジェクトの仕様           | 23  |
| 7.13 組織による公開                  | 24  |
| 8 コンテンツの作成                    | 24  |
| 8.1 コンテンツの生成                  | 24  |
| 8.2 コンテンツの変換                  | 26  |
| 9 管理及び制御                      | 27  |
| 9.1 品質の管理                     | 27  |
| 9.2 コンテンツのレビュー                | 28  |
| 9.3 コンテンツの承認                  | 29  |
| 9.4 検索及び取出し                   | 29  |
| 9.5 地域化及び翻訳                   | 29  |
| 9.6 コンテンツの削除                  | 30  |

|                                  | ページ |
|----------------------------------|-----|
| 9.7 コンテンツ及び構成要素の保管               | 31  |
| 10 発行                            | 32  |
| 10.1 リリース管理                      | 32  |
| 10.2 版管理                         | 32  |
| 10.3 コンテンツの発行                    | 33  |
| 11 構成要素コンテンツ管理システムの要求事項          | 34  |
| 11.1 一般                          | 34  |
| 11.2 構成要素コンテンツ管理システムの枠組          | 34  |
| 11.3 構成要素コンテンツ管理システムの管理          | 37  |
| 11.4 コンテンツオブジェクトのチェックアウト及びチェックイン | 39  |
| 11.5 リンク管理                       | 40  |
| 11.6 検索                          | 40  |
| 11.7 バージョニング                     | 43  |
| 11.8 グラフィックス及びマルチメディアの管理         | 45  |
| 11.9 構成要素コンテンツ管理システムの運用管理        | 45  |
| 11.10 コンテンツ作成及び取得                | 47  |
| 11.11 ワークフロー                     | 49  |
| 11.12 コンテンツの発行                   | 51  |
| 11.13 地域化及び翻訳の管理                 | 53  |
| 11.14 構成要素コンテンツ管理システムの相互運用性      | 53  |
| 附属書 A (参考) コンテンツ管理のためのビジネス事例の考察  | 57  |
| 参考文献                             | 59  |
| 解 説                              | 61  |

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0154:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# システム及びソフトウェア技術— 製品ライフサイクル及びサービスマネジメントの 利用者用情報のためのコンテンツ管理

Systems and software engineering—Content management for product life  
cycle and service management information for users

## 序文

この規格は、2023 年に第 2 版として発行された **ISO/IEC/IEEE 26531** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、コンテンツ管理システムの取得における **JIS X 0170** 及び **JIS X 0160** の利用者を支援し、かつ、製品のライフサイクル、利用者、及びサービスマネジメントの情報で使われるコンテンツを管理するためのコンテンツ管理システムの利用を支援するために開発された。コンテンツ管理のための要求事項の正確な記述は、組織が利用者のニーズに合致し、かつ、効率的に制作される情報の作成を助ける。

この規格は、利用者用情報のコンテンツを管理するために使ってもよいソフトウェアツールとは独立であり、印刷した利用者用情報及びオンスクリーン利用者用情報の両方に適用する。

組織が、コンテンツオブジェクトの格納及び取出しの制御、コンテンツの改訂の追跡、コンテンツの監査証跡の維持、異なる形式の報告の作成並びに協働環境の有効化を行うことを、コンテンツ管理は許している。構成要素のコンテンツ管理は、納品物におけるコンテンツオブジェクトの再利用を助け、かつ、多数の様式で納入することを支援する。

コンテンツ管理機能を利用することによって、企業におけるコンテンツ作成の協働作業を促進する可能性がある。テクニカルライター<sup>1)</sup>、教育設計者、支援要員、及びその他の要員は、ひとたび創られればそれを再利用し、かつ、多くのニーズを満たすコンテンツの本体を、協力して作成することが可能である。

注 1) 技術的な文書の執筆者。テクニカルオーナー、テクニカルコミュニケーターともいう。

利用者用情報はしばしば、システム又はソフトウェアが実装された後に作成される別のものとみなされている。しかしながら、高品質な利用者用情報のためには、それらの作成をシステム又はソフトウェア開発のライフサイクルの統合された一部とみなすことが望ましい。実際に、高品質な利用者用情報又は情報管理サービスは、そのための計画が正当な理由になるほど重要である。

この規格は、情報管理プロセスの詳細として **JIS X 0170** 及び **JIS X 0160** と整合している。

この規格は、マネジメントシステムの規格ではない。